

## ○長生村自主防災組織連絡協議会設置要綱

令和5年8月1日

告示第38号

(設置)

第1条 村内の自主防災組織相互の連絡調整を密にし、地域防災力の向上に寄与することを目的として、長生村自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織相互及び行政その他団体との連絡調整に関すること。
- (2) 防災に関する知識及び技能の普及及び啓発に関すること。
- (3) その他地域防災力の向上に資すること。

(会員)

第3条 協議会は、村長、副村長及び各自主防災組織の代表者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は村長をもって充て、副会長は副村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は（以下「会議」という。）、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要に応じて会員以外の者を会議へ出席させることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、長生村役場総務課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。